

令和4年度二段階一般競争入札 入札要領

第1条 入札参加希望者は、入札に関する公告（以下「公告」という。）及び募集要項（以下「募集要項」という。）を熟読の上、応募手続を行ってください。

第2条 現物と提示数量が符合しない場合でも、これを理由として公有財産売買契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。

第4条 入札は、所定の入札書により、封書にして既定の期限までに提出してください。

第5条 入札者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を納付してください。

第6条 入札書には、入札者の住所・氏名（所在・名称）を記入の上、押印するものとします。押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記しなければなりません。また、金額の記入は、算用数字を使用して、最初の数字の前に¥を記入してください。

第7条 提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第8条 次の各号に該当する入札は、無効とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者がした入札
- (2) 横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者がした入札
- (3) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号、同条第4号、同条第5号又は同条例第7条の規定に該当する者がした入札
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反する事実がある者がした入札
- (5) 募集要項に定める参加資格その他の条件に違反している事実がある者がした入札
- (6) 募集要項に定める企画提案書の審査を通過していない者がした入札
- (7) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (8) 入札保証金の納付がないか、入札保証金の納付を示す領収書原本の提示のない入札
- (9) 納付した入札保証金が入札金額の100分の5（円未満切上げ）に満たない入札
- (10) 最低売却価格に達しない入札
- (11) 同一の物件に対して1者で2通以上の入札を行った入札
- (12) 入札書に入札者の住所・氏名（所在・名称）の記入のない入札
- (13) 入札書に入札者の押印がなく、かつ、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない若しくは不備がある、訂正をしている、または在籍が確認できない場合
- (14) 代理人による入札において、入札書に代理人の住所・氏名（所在・名称）の記入及び委任状の添付のない入札
- (15) 入札書金額の記載がないか、金額を訂正した入札
- (16) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条に該当する入札
- (17) 入札関係提出書類に虚偽の記載のある者がした入札

(18) その他横浜市が入札書不完全と認めた入札

第9条 開札は、横浜市の指定する者を立会いさせて開札します。

第10条 落札者は、横浜市の最低売却価格以上で最高額の入札をした者をもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。入札者又はその代理人がくじを引かない場合は、横浜市の指定する者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合、異議の申立てはできません。

第11条 入札保証金は、落札者を除き、金融機関への振込により還付します。落札者が入札保証金の返還を希望する場合は、公有財産売買契約締結後（売買代金納付確認後）に金融機関への振込により返還します。

2 入札保証金には利息は付しません。

3 落札者の入札保証金は、第13条に定める売買代金の一部に充当することができます。

第12条 落札者が落札決定の日から30日以内に公有財産売買契約を締結しない場合は、落札者としての資格が失われ、入札保証金は横浜市に帰属することとなります。

第13条 落札者は、公有財産売買契約締結の際、売買代金の全額を納付してください。

第14条 公告及び募集要項並びに本要領に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、横浜市暴力団排除条例、神奈川県暴力団排除条例、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の定めるところにより処理します。

<参考>

地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実

に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

横浜市暴力団排除条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市民生活又は事業活動に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5) 暴力団経営支配法人等 法人その他の団体でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

（契約に関する事務における暴力団排除）

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務（次条に規定する事業に関する事務を除く。）の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他必要な措置を講ずるものとする。

神奈川県暴力団排除条例

（利益供与の禁止）

第23条 事業者は、その事業に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用する目的で、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- (2) 暴力団の威力を利用したことに関し、金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。

2 事業者は、その事業に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して出資し、又は融資すること。
- (2) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等から出資又は融資を受けること。
- (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に、その事業の全部又は一部を委託し、又は請け負わせること。
- (4) 暴力団事務所の用に供されることが明らかな建築物の建築を請け負うこと。
- (5) 正当な理由なく現に暴力団事務所の用に供されている建築物（現に暴力団事務所の用に供されている

部分に限る。)の増築、改築又は修繕を請け負うこと。

- (6) 儀式その他の暴力団の威力を示すための行事の用に供され、又は供されるおそれがあることを知りながら当該行事を行う場所を提供すること。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるおそれがあることを知りながら、暴力団員等、暴力団員等が指定したもの又は暴力団経営支配法人等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を供与すること。
- 3 何人も、前2項の規定に違反する事実があると思料するときは、その旨を公安委員会に通報するよう努めなければならない。

横浜市契約規則

(入札の無効)

第19条 市長が、次の各号の一に該当すると認めるときは、その入札は無効とする。

- (1) 入札参加の資格のない者が入札したとき、又は第15条第6項に規定する委任状及び書類を提出しない代理人が入札したとき。
- (2) 入札書(電子入札案件にあっては、第15条第3項に規定する入札金額その他別に定める事項を記録した電磁的記録)が所定の日時まで(電子入札案件にあっては、所定の入札期間内)に提出されず、又は到達しないとき。
- (3) 第15条第5項の規定により市長が方法を特定した場合に当該特定した方法以外の方法により入札したとき。
- (4) 入札保証金等の納付を要する入札において、これを納付しないとき。
- (5) 入札事項の表示がないとき、若しくは不明なとき、又は一定の金額をもって価格若しくは価額を表示しないとき。
- (6) 同一事項に対し2通以上の入札したとき。
- (7) 他人の代理をかね、または2人以上の代理をしたとき。
- (8) 入札書に記名のないとき。
- (9) 電子入札案件において第15条第3項に規定する方法によらないとき。
- (10) 入札に関し不正の行為があったとき。
- (11) 入札書が真正なものであることが確認できないとき。
- (12) その他この規則または市長の定める条件に違反したとき。